

相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業に係る  
サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」(以下「調査」という。)とは、市が予定している事業の検討にあたって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査目的

本市では、「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業」として、圏央道相模原 IC から約 2 km に位置する金原地区において、新たな拠点の形成に向けた検討を行っております。

その中では、地域資源である農業や観光を生かし、農産物直売所等の地域交流施設等の整備に向けた検討を進めております。また、地域の各種団体で構成される地元組織を設置し、当該組織を中心とした地域交流施設等の整備運営を目指しています。

そこで、専門的な知見を有する民間事業者等の皆様から、地元組織に対する連携策など、幅広く、ご意見・ご提案をいただきたく調査を実施いたします。

3 調査概要

調査内容	相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業に係る調査
事業概要	別紙 1 「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業の概要」のとおり
対話内容 (主なもの)	(1) 事業への提案について (2) 事業への参入可能性について (3) 希望する整備・運営手法について (4) 地域貢献の提案について 以上の 4 項目について意見をお聞かせください。
対象者	施設管理運営のノウハウを有した民間事業者・団体など

詳細については、次ページ以降をご確認ください。

4 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	平成 30 年 12 月 3 日(月)
事前説明会の開催	平成 30 年 12 月 19 日(水) 14 時 ~ 15 時 30 分
対話参加の申込み	平成 30 年 12 月 3 日(月) ~ 12 月 26 日(水)
資料提出	対話実施日の 5 営業日前まで
対話の実施期間	平成 31 年 1 月 21 日(月) ~ 1 月 25 日(金)
結果の公表	平成 31 年 2 月(予定)

## 5 対話までの流れ

### (1) 事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙2「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

【日時】平成30年12月19日(水) 14時から15時30分まで

【場所】相模原市役所 会議室棟2階 第3会議室  
(相模原市中央区中央2-9-9)

【申込期限】平成30年12月14日(金) 17時まで

【申込先】相模原市 都市建設局 まちづくり事業部 都市整備課 まちづくり班  
[toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp)

### (2) 対話参加の申込み

別紙3「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに上記申込先へお申込みください。

【申込期限】平成30年12月26日(水) 17時まで

### (3) 資料提出

任意様式により提案内容に関する資料をご作成いただき、Eメールに添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

【申込期限】対話実施日の5営業日前までとします。

### (4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日時】平成31年1月21日(月)から平成31年1月25日(金)までの期間で、  
30分から1時間程度(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場所】相模原市役所本庁舎及びその周辺施設内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「6 対話内容」以降をご確認ください。

## 6 対話内容

主に次の項目について、ご意見・ご提案をお願いいたします。自らが事業の主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明をお願いいたします。その後、市側から質問をさせていただき形式で対話を実施いたします。

また、提案内容について具体的な事例（貴団体の実績や他自治体の事例）が示せる場合は、併せてお聞かせください。

なお、必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただき場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

### 【主な対話項目】

項目	内容	様式
(1) 事業への提案について	・集客力や収益性といった観点から、金原地区のポテンシャルについて、お聞かせください。 ・効果的、効率的な集客や維持管理の観点から、小さな拠点の規模・機能の妥当性、改善点について、お聞かせください。	指定なし
(2) 事業への参入可能性について	・施設運営の専門事業者として、設置予定の地域の各種団体で構成される地元組織に対して、どのような形での連携が考えられるかお聞かせください。また、参入可能性について、お聞かせください。	指定なし
(3) 希望する整備・運営手法について	・公設民営、民設民営など、希望される整備・運営手法についてお聞かせください。 ・グループで参入する場合は、どのような構成員の構築が想定されるかお聞かせください。	指定なし
(4) 地域貢献の提案について	・地元雇用など、地域への波及効果について、お聞かせください。	指定なし

## 7 留意事項

### (1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

### (2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

### (3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し確認を行います。

「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

(4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

- ア 相模原市暴力団排除条例(平成23年12月26日条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有する)と認められる者
- イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

8 参考資料

相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり推進計画(金原地区)概要版

9 問い合わせ先

連絡先: 相模原市 都市建設局 まちづくり事業部 都市整備課 まちづくり班

所在地: 相模原市中央区中央 2-11-15

電話番号: 042-769-8259(直通)

F A X: 042-754-8490

E-mail: [toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp)